

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和2年3月19日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1900252号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1900113号

第1 結論

- 1 訂正請求記録の対象者のA社(以下「請求対象事業所」という。)における標準賞与額を、平成20年4月30日は85万9,000円に訂正することが必要である。
平成20年4月30日の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。
- 2 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成11年8月1日から平成15年1月1日まで
② 平成16年1月1日から平成25年5月1日まで
③ 平成16年2月27日
④ 平成19年3月31日
⑤ 平成20年4月30日

請求期間①及び②について、夫(訂正請求記録の対象者)の請求対象事業所における年金記録が、平成11年8月から平成25年4月までの期間は、当時の標準報酬月額等級の最高等級に見合う給与であったにもかかわらず、低く記録されているため、平成30年3月28日付けで訂正請求を行った(以下「前回請求」という。)ところ、平成15年1月1日から平成16年1月1日までの期間の訂正は認められたものの、それ以外の期間については請求どおりの記録訂正とはならなかった。今回、請求対象事業所が作成した訂正請求記録の対象者に係る平成13年4月から平成26年6月までの仮払金の個別元帳データ(以下「仮払金元帳」という。)を新たに入手した。仮払金元帳を所持している以上、請求対象事業所は他の帳簿類も全て保存しているはずである。また、仮払金元帳には、平成14年3月31日及び平成15年2月28日に「預り

金源泉徴収所得税」の記載があることが確認できた。この記載が、新たな事実が確認できる資料であると考えられるので請求期間①及び②について、再度調査の上、記録を訂正してほしい。

請求期間③について、夫の預金通帳を見ると平成16年2月27日に給与とは別に40万3,860円の入金があり、私の保管しているカレンダーの平成16年3月の「今月の家計」の収入欄に、毎月の給与とは別に「その他40万円のうち200,000」という手書きの記載があり、これは当時の賞与の支払額であったと記憶しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

請求期間④について、仮払金元帳の平成19年3月31日の欄に「諸口 賞与3,000,000」と記載されていたことから、賞与が支給されていたと考えられるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

請求期間⑤について、前回請求において、平成20年4月30日支給の賞与の支給及び社会保険料の控除が同年分源泉徴収簿に記載されているので、調査の上、記録を訂正してほしい旨主張したが、記録の訂正は認められなかった。前回請求では、夫に当該賞与の入金が確認できなかったため賞与は受け取っていないと厚生局の質問に答えていたが、上記仮払金元帳に源泉徴収簿と同額の記載があることから、現在は当該賞与が夫に支払われていたという認識を持つようになったので、再度調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 判断の理由

- 1 今回新たに提出された仮払金元帳については、訂正請求記録の対象者名義の銀行口座への振込が一部を除き確認できることから、請求対象事業所から訂正請求記録の対象者への支払及び精算の記録であると推認できる。
- 2 請求期間⑤について、前回請求において、請求者の代理人は、訂正請求記録の対象者に賞与額に見合う入金が確認できなかったため、賞与を受け取っていない旨陳述していたところ、標準賞与額の決定は、厚生年金保険被保険者が賞与を受けた月において、その月に当該被保険者が受けた賞与額に基づき決定されるものであり、被保険者が賞与を受けていない場合は、厚生年金保険法第24条の4により決定する標準賞与額とはならないことから、厚生年金保険法第24条の4により決定する標準賞与額とは認められないとして、平成30年8月6日付けで当該期間について記録の訂正はできない旨の関東信越厚生局長の決定が通知されている。

今回、請求者は請求期間⑤について、訂正請求記録の対象者に対して賞与額に見合う入金が確認できないことから、前回請求において賞与を受け取っていないものと厚生局の質問に答えたが、訂正請求記録の対象者は既に亡くなっていることから、当時の状況について詳細は不明であり、新たに入手した資料である仮払金元帳に源泉徴収簿と同額の記載があることから、賞与を受け取っていたと認識していると主張している。

事業主は請求期間⑤当時の賞与の支給状況について不明であるとしているものの、訂正請求記録の対象者に係る平成20年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿には平成20年4月30日に賞与を支給している記載があること、また、当該源泉徴収簿に記載の平成20年分の給与総支給額は請求者が提出した平成20年分の給与所得の源泉徴収票と一致することに加え、源泉徴収簿の賞与欄に記載された総支給金額と同額の精算が仮払金元帳で確認できる上、日本年金

機構も前記資料から賞与と判断できる旨回答していることから、当該期間について、訂正請求記録の対象者に事業主から賞与が支払われていたことが推認できる。

したがって、請求期間⑤に係る標準賞与額は、上記の資料から 85 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、上述のとおり、請求者が提出した仮払金元帳に記載された金額は源泉徴収簿記載の総支給金額と一致しており、源泉徴収簿に記載されている厚生年金保険料を含む社会保険料を控除する前の額が支払われていたと推認できるものの、訂正請求記録の対象者から本人負担分の厚生年金保険料を納付させた形跡は確認できないことから、訂正請求記録の対象者は、賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたとは認められず、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 1 項の規定には該当しないことから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 3 請求期間①及び②について、i) 訂正請求記録の対象者の請求対象事業所における平成 12 年 1 月 1 日から平成 14 年 1 月 1 日までの期間及び平成 15 年 1 月 1 日から平成 17 年 1 月 1 日までの期間の標準報酬月額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる報酬月額として推認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額(平成 12 年 1 月 1 日から平成 13 年 1 月 1 日までが 500 千円、平成 13 年 1 月 1 日から平成 14 年 1 月 1 日までが 470 千円、平成 15 年 1 月 1 日から平成 16 年 1 月 1 日までが 620 千円、平成 16 年 1 月 1 日から平成 17 年 1 月 1 日までが 470 千円) に訂正することが必要であるとする旨、ii) 平成 18 年 9 月 1 日から平成 24 年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（620 千円）として記録することが必要であるとする旨、iii) 平成 11 年 8 月 1 日から平成 12 年 1 月 1 日までの期間及び平成 14 年 1 月 1 日から平成 15 年 1 月 1 日までの期間については、当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できる資料がないことから記録の訂正は認められないとする旨、iv) 平成 17 年 1 月 1 日から平成 18 年 9 月 1 日までの期間については、課税資料によると、事業主が源泉控除していたと推認される厚生年金保険料額又は当該期間に係る報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額がオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えていないため、厚生年金特例法第 1 条第 1 項の規定には該当しない上、本来の報酬月額を確認することができないことから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定による訂正も認められないとして記録の訂正ができない旨、v) 平成 24 年 9 月 1 日から平成 25 年 5 月 1 日までの期間については、平成 24 年分及び平成 25 年分賃金台帳によると、事業主が源泉控除していた厚生年金保険料額がオンライン記録により確認できる標準報酬月額に見合う額であるため、厚生年金特例法第 1 条第 1 項の規定に該当しない上、オンライン記録によると当該期間に係る標準報酬月額の記録は既に厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、訂正されていることが確認できることから、厚生年金保険の被保険者記録の訂正を行う必要は認められない旨、平成 30 年 8 月 6 日付けで関東信越厚生局長の決定が通知されている。

今回、請求者は、請求期間①及び②について、訂正請求事業所の訂正請求記録の対象者に係る仮払金元帳が存在することをもって、事業主が請求期間に係る帳簿類はすべて保存してあるはずであるとし、保険給付の計算の基礎となる記録として、請求期間当時の最高等級（平成11年8月から平成12年9月までは59万円、平成12年10月以降は62万円）に訂正することを求めている。

しかしながら、事業主は、当厚生局の照会に対し、現在は、請求期間①及び②の関連書類は全て破棄した旨回答している。

さらに、請求対象事業所と業務委託契約を結んでいた税理士事務所は委託関係を解消しており、当該事務所は請求対象事業所に係る書類は保管していないと回答している。

また、仮払金元帳の平成14年3月31日及び平成15年2月28日に「預り金源泉所得税」の計上があったことから、請求者は、仮払金元帳が平成14年1月1日から平成15年1月1日までの期間について、新たな事実が確認できる資料であるとしているものの、仮払金元帳の勘定科目の摘要欄にそれぞれ「年末調整還付金相殺」「年調還付金と旅費精算」と記載されており、元々の支払と精算を行った結果の記載と考えられることから、当該記載のみでは、標準報酬月額を認定するために必要な報酬月額及び保険給付に反映する記録を認定するために必要な厚生年金保険料の控除額のいずれについても推認することができない。

このほか、訂正請求記録の対象者に係る請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間①及び②について、訂正請求記録の対象者の標準報酬月額の訂正を行うことはできない。

4 請求期間③について、請求者は、訂正請求記録の対象者の預金通帳に、平成16年2月27日付けで給与とは別に40万3,860円の入金があり、請求者が保管しているカレンダーの平成16年3月の「今月の家計」の収入欄に、毎月の給与とは別に「その他40万円のうち200,000」という手書きの記載があり、これは当時の賞与の支払額であったと記憶しているので、調査の上、記録を訂正してほしい旨主張している。

しかしながら、訂正請求記録の対象者の口座に上記の金額の入金があったことは確認できるものの、それが賞与であったとする資料は当該メモのみで他の資料はない上、事業主は当該期間に賞与を支給していたかについては、不明である旨回答していることから、請求期間③に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたと認めることができない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間③について、訂正請求記録の対象者の標準賞与額の訂正を行うことはできない。

5 請求期間④について、請求者が提出した仮払金元帳の平成19年3月31日の欄に「諸口 賞与3,000,000」の記載があったことから、賞与が支給されていたはずであるとしているところ、一方事業主は、当該記載について、賞与を支給したという意味の記載ではなく、訂正請求記録の対象者が精算を行っていなかったためそのような記載をしたものと思われる旨回答している。

また、前回請求において請求者から提出された平成 19 年分給与所得に対する源泉徴収簿に賞与に関する記載がない上、日本年金機構も提出された資料からは賞与とは判断できない旨回答していることから、訂正請求記録の対象者は、請求期間④に係る賞与が支払われていたとは認められず、賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたとは認めることができない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間④について、訂正請求記録の対象者の標準賞与額の訂正を行うことはできない。